

羽農委告示 第 9 号

次の農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるため、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合も含む）の規定に基づき公示する。

令和6年8月29日

羽生市農業委員会 会長 樹 森 信 雄



1. 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	該当条項等	農地の所有者等 の情報
羽生市大字発戸字原 288 番 1	畑	211	所有権	農地法 33 条第 1 項	(亡)川島 康弘
羽生市大字発戸字原 289 番 1	田	692	所有権	農地法 33 条第 1 項	(亡)川島 康弘
羽生市大字発戸字原 301 番 1	畑	328	所有権	農地法 33 条第 1 項	(亡)川島 康弘
羽生市大字発戸字上り田 474 番 1	田	963	所有権	農地法 33 条第 1 項	(亡)川島 康弘
羽生市大字発戸字千谷 925 番 1	田	773	所有権	農地法 33 条第 1 項	(亡)川島 康弘
羽生市大字発戸字猿淵 1569 番 1	畑	223	所有権	農地法 33 条第 1 項	(亡)川島 康弘
羽生市大字発戸字猿淵 1569 番 2	田	92	所有権	農地法 33 条第 1 項	(亡)川島 康弘

2. この公示は、農地法第33条第1項に該当する農地について、同法第32条第2項及び第3項(これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合も含む。)による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うものである。

3. 当該農地の所有者等は、この告示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出してください。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目及び面積

4. この告示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条の規定に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。